

【視察の実施】

新型コロナウイルス感染症の影響により他の自治体を訪問しての視察は行わず、オンライン視察により厚生労働省社会・援護局地域福祉課からコミュニティソーシャルワーカーについての現状をお聞きしました。

説明では、先進地における取り組み事例を中心に、重層的支援体制の中でのコミュニティソーシャルワーカーの位置付け、亀山市が配置しているコミュニティソーシャルワーカーに係る事業内容、令和4年度から国が実施を予定している生活困窮者支援などのための地域づくり事業について伺いました。

先進事例の一つとして、亀山市の事例では、亀山市社会福祉協議会に配置しているコミュニティソーシャルワーカーは、22地区に設置された地域まちづくり協議会を単位として、地域福祉のネットワークの強化と、必要に応じて支援機関につなぐ仕組みの構築を支援しており、専任2名と兼務2名の計4名が配置されているとのことでした。また、「つながる」シートを作成し、単独の相談支援機関では対応できない事案が生じた場合に、コミュニティソーシャルワーカーにつなぐことで、その後のアプローチにつなげる取り組みを実施しているとのことでした。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
へのオンライン視察

【委員間協議では】

委員会では、亀山市が実施している支援体制や「つながる」シートなどの取り組みを本市でも実施すべきであるという意見や、コミュニティソーシャルワーカーが行う支援について地域づくり協議会と連携して取り組むとともに、国や県の補助事業の活用を促進すべきであるという意見、さらには、鈴鹿市総合計画や鈴鹿市地域福祉計画の改定に向けてコミュニティソーシャルワーカーの配置などについて検討を進めるべきであるという意見がありました。

また、地域の社会資源などを活用して個別支援を行うコミュニティソーシャルワーカーを配置する必要や、亀山市の施策を研究して、コミュニティソーシャルワーカーの配置先や配置人数、雇用形態、育成方法などについて検討を行う必要があること、福祉分野だけでなく地域づくりの側面からも取り組みを進めていくべきという意見、さらには、国において重層的支援体制整備事業への移行準備の補助事業が実施予定であることから、コミュニティソーシャルワーカーの配置とともに、補助事業を活用していく必要があるという意見などが話し合われ、提言がまとめられました。



【調査を踏まえた上で市行政に対し次の提言を行いました】

- ① 亀山市等の先進的な取組をしている地方公共団体の施策を研究し、コミュニティソーシャルワーカーの配置先、配置人数、雇用形態、育成方法等の検討を進めること。
- ② 次期総合計画及び地域福祉計画の改定に向けて、国の補助事業の活用も検討して、地域共生社会の実現と重層的支援体制の整備を早急に行うとともに、地域づくりの側面からも福祉課題への対応に向けた取組を進めるため、コミュニティソーシャルワーカーの配置を実現すること。